鹿児島県における人事行政の運営の状況(平成21年度)

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用の状況

平成21年度は,競争試験により210人の職員を,選考により381人を採用しました。 また,333人を再任用しました。

| | | 試験 | | | 再任 | £ 用 | |
|-------|------|----------------|------|-----|------|-------|-----|
| 区分 | 大卒程度 | 短 大 卒 程 度 | 高卒程度 | 選考 | 常時勤務 | 短時間勤務 | 合 計 |
| 知事部局等 | 21 | 4 | 4 | 110 | 50 | 69 | 258 |
| 教育委員会 | | 7 | 4 | 271 | 200 | 6 | 488 |
| 警察本部 | 127 | | 43 | | 8 | | 178 |
| 計 | 148 | 11 | 51 | 381 | 258 | 75 | 924 |

(2) 退職の状況

平成21年度は,1,295人の職員が退職しました。

| 区分 | 定 年退 職 | 勧 奨 退 職 | 普 通退 職 | 分 免 職 | 懲 免 職 | 失 職 | 死 亡退 職 | 再任用後 の離職 | 計 |
|-------|--------|---------|--------|-------------|-------------|-----|--------|-------------|-------|
| 知事部局等 | 119 | 46 | 140 | | 1 | | 10 | 119 | 435 |
| 教育委員会 | 324 | 19 | 102 | | 3 | | 15 | 206 | 669 |
| 警察本部 | 135 | 18 | 28 | | | | 2 | 8 | 191 |
| 計 | 578 | 83 | 270 | | 4 | | 27 | 333 | 1,295 |

2 職員数に関する状況

平成22年4月1日現在の職員数は25,696人であり、1年前と比較して393人減少しました。

(各年4月1日現在)

| | | | | | (ロー・/) ・ロルエ / |
|---------|------|----------|----------|--------|------------------------------|
| | 区分 | 職 | 数 | 対前年 | 十 か 増 減 理 巾 |
| 部門 | | 平成21年 | 平成22年 | 増減数 | 主な増減理由 |
| 一般行政部門 | 議会 | 37 | 37 | 0 | ・事務事業の見直し等による減 |
| | 総務企画 | 877 | 930 | 53 | ・組織改革による増減 |
| | 税 務 | 184 | 179 | 5 | 増事由 |
| | 民 生 | 480 | 441 | 39 | 【総務企画部門】 |
| | 衛生 | 658 | 691 | 33 | 総務事務センター準備室の設置,都市緑化フェアの業務増 |
| | 労 働 | 101 | 98 | 3 | 大に伴う増員 |
| | 農林水産 | 1,862 | 1,774 | 88 | 【衛生部門】 |
| | 商工 | 199 | 191 | 8 | こども総合療育 センタ ーの設置に伴う増員 |
| | 土 木 | 1,136 | 1,055 | 81 | 減事由 |
| | 小 計 | 5,534 | 5,396 | 138 | 地域振興局等の最終体制の確立(支所集約)に伴う減員 |
| 特別行政部門 | 教 育 | 16,247 | 16,005 | 242 | ・児童,生徒数の減による教育部 |
| | 警 察 | 3,370 | 3,354 | 16 | 門の定数減等 |
| | 小 計 | 19,617 | 19,359 | 258 | ・警察部門職員の早期退職等 |
| 公営企業等 | 病 院 | 935 | 938 | 3 | |
| 会 計 部 門 | その他 | 3 | 3 | 0 | |
| | 小 計 | 938 | 941 | 3 | |
| 総合 | 計 | 26,089 | 25,696 | 393 | |
| | | (29,089) | (28,275) | (814) | |

注 かっこ内は,条例定数の合計である。

第2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間の状況

職員の1週間の勤務時間は40時間で,病院や福祉施設,学校等,特別の形態によって勤務する必要がある施設に勤務する職員を除いて,勤務時間の割振りは下表のとおりになっています。

| 区分 | 1週間の 勤務時間 | 始業 | 終業 | 休憩時間 | 休息時間 | 週休日 |
|---|--------------|------|-------|---------------|--------------------------------|------------|
| , 以外の職員 | 40時間 | 8:30 | 17:15 | 12:15 ~ 13:00 | 12:00 ~ 12:15 17:00 ~ 17:15 | 日曜日 土曜日 |
| 以外の警察本部の 職員 | 40時間 | 9:30 | 18:15 | 12:15 ~ 13:00 | 12:00 ~ 12:15 15:00 ~ 15:15 | 日曜日 土曜日 |
| 警察署,免許管理課 及び免許試験課の全 部並びに警務課の一 部の職員 | 40時間 | 8:30 | 17:15 | 12:15 ~ 13:00 | 12:00 ~ 12:15 15:00 ~ 15:15 | 日曜日 土曜日 |

2 休暇制度の状況

職員の休暇には,年次有給休暇,療養休暇(学校職員は病気休暇),特別休暇,介護休暇があります。

なお,年次有給休暇の平均取得日数は10.2日です(小・中学校の職員を除く)。

(平成21年4月1日現在)

| 名 称 | 要件 | 付 与 期 間 | 備考 |
|----------------------|---|------------------------------|--------------------------------------|
| 年次有給休暇 | | 20日 / 年 | |
| 療 養 休 暇 学校職員は病気休暇 | 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり,その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 結核性疾患 12月 その他 90日 | 結核性疾患18 月,成人病・精 神障害6月ま で延長可 |
| 特別休暇 | 選挙権の行使,結婚,出産,交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として任命権者が人事委員会と協議して定める場合 | 任命権者が人事委 員会と協議して定 める期間 | |
| 介 護 休 暇 | 職員が,負傷,疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者,父母等の介護をするため,勤務しないことが相当であると認められる場合 | 連続する6月の期間内において必要と認められる期間 | 勤務しない時 間当たりの給 与額を減額 |

第3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分

勤務実績が良くない職員,心身に故障のある職員に対しては,公務能率の維持及びその適正な 運営の確保のために,降任,免職,休職等の処分を行うことができます。

平成21年度は263人の職員が心身の故障により休職処分を受けています。

| 処 分 事 由 | 降任 | 免 職 | 休 職 | 降 給 | 計 | 失 職 |
|------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 勤務実績が良くない場合 | | | | | | |
| 心身の故障の場合 | | | 263 | | 263 | |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | | | | | | |
| 職制,定数の改廃,予算の減少により廃職,過員を生じた場合 | | | | | | |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | | | | | | |
| 条例で定める事由による場合 | | | | | | |
| 計 | | | 263 | | 263 | |
| 地公法第28条第4項により失職した者 | | | | | | |

- 注 1 2 以上の処分事由により分限処分に付された場合は,主たる処分事由に計上している。
 - 2 心身の故障の場合の休職には依願休職を含む。

2 懲戒処分

職務上の義務に違反した職員等に対しては、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序 を維持するために戒告、減給等の不利益処分を行うことができます。

平成21年度に懲戒処分を受けた者は,戒告4人,減給5人,停職7人,免職4人となっています。

| 処 分 事 由 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 計 |
|--------------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合 | 3 | 1 | 5 | 3 | 12 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 1 | 4 | 1 | | 6 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | | | 1 | 1 | 2 |
| 計 | 4 | 5 | 7 | 4 | 20 |

注 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は,主たる処分事由に計上している。

第4 職員の服務の状況

職員は,全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し,かつ,職務の遂行に当たっては,全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また,法令等及び上司の職務上の命令に従う義務,信用失墜行為の禁止,秘密を守る義務,職務に専念する義務,政治的行為の制限,争議行為等の禁止,営利企業等の従事制限が課されています。

営利企業等従事許可の状況

職員は,任命権者の許可を受けなければ,営利企業の役員を兼ね,もしくは自ら営利企業を営み,又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないとされています。

平成21年度には107件の申請がなされ、その全件を許可しています(小・中学校の職員を除く)。

第5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員の研修の状況

任命権者は職員の勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与えることとされており,平成21年度は下表のとおり職員研修を実施しました。

(1) 知事部局等

| - 7 | 研修の区 | ☑分 | 研修の内容等 | 実施回数 | 修了者数 |
|--------|--------------|-----|--|------|------|
| - | - 般 研 | F 修 | 新規採用職員研修,一般職員研修,新任係長研修,新任 課長級研修 等 | 46回 | 882人 |
| 自己啓発研修 | | 研修 | チャレンジ研修(条例・規則づくり実践,民法,政策法務,政策形成能力向上,倫理的問題解決 等),NPO法人短期派遣研修 | 50回 | 982人 |
| 7 | ් | 他 | 自治大学校派遣研修(第一部研修,税務専門課程) | 3回 | 3人 |

(2) 教育委員会

ア 行政職員

| 研修の区分 | 研修の内容等 | 実施回数 | 修了者数 |
|--------|-----------|-------|-------|
| 一般研修 | 知事部局等に同じ | 知事部局等 | 等の数値に |
| | | 含まれる。 | |
| 自己啓発研修 | 知事部局等に同じ | 知事部局等 | 等の数値に |
| | | 含まれる。 | |
| その他 | 文部科学省派遣研修 | 2回 | 2人 |
| | | | |

イ 学校職員

| 研作 | 多の区分 | ŕ | 研修の内容等 | 実施回数 | 修了者数 |
|-----|------|---|---|------|--------|
| — f | 般 研 | 修 | フレッシュ研修(初任者研修),ステップアップ研修(5年経験者研修),パワーアップ研修(10年経験者研修),新規採用事務職員研修会,管理職研修(新任校長,新任教頭,経験者教頭,事務長),人権教育教職員等研修会 | 36回 | 2,216人 |
| 自己 | .啓発研 | 修 | 短期研修,長期研修,継続研修 | 111回 | 2,081人 |
| そ | の | 他 | 大学院派遣研修,民間企業等派遣研修 | 2回 | 16人 |

(3) 警察本部

| 研修の区分 | 研修の内容等 | 実施回数 | 修了者数 |
|--------|---|------|------|
| 一般研修 | ・新任係長研修 | 15回 | 26人 |
| | ・一般職員研修 | | |
| 自己啓発研修 | ・チャレンジ研修 | 19回 | 19人 |
| | │ クレーム対応,ロジカルコミュニケーション,折衝交 渉能力,企画創造力開発、職員のための実用文章講座 | | |
| | ・外国語(北京,韓国,英語)委託教養 | | |
| その他 | ・語学研修(警察大学校) ・自治大学校派遣研修(第一部研修) | 6回 | 6人 |
| | | | |

注 「研修の区分」について

- ・一 般 研 修 職位等,対象となる職員を限定し,受講を義務づけている研修
- ・自己啓発研修 自己啓発等を目的に,職員の希望により受講できる研修
- ・そ の 他 自治大学校,警察大学校,消防大学校等,国の機関が行う研修

2 職員の勤務成績の評定の状況

任命権者は,公務能率を増進させるため,職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い, その評定結果に応じた措置を講じることとされており,平成21年度は下記のとおり勤務成績の評 定を実施しました。

(1) 知事部局等

職員の能力,業績等を正しく把握・評価することにより,適正な人員配置を行い,職務能率の向上,士気の高揚を図るため,職務遂行上発揮した能力について評定を行う「職務行動評定」(本庁課長補佐級以下に格付けられている職員を対象として年1回実施)と業務の成果について評定を行う「業績評定」(全職員を対象として年2回実施)を実施しました。

(2) 教育委員会

ア 行政職員

職員の能力,業績等を正しく把握・評価することにより,適正な人員配置を行い,職務能率の向上,士気の高揚を図るため,職務遂行上発揮した能力について評定を行う「職務行動評定」(本庁課長補佐級以下に格付けられている職員を対象として年1回実施)と業務の成果について評定を行う「業績評定」(全職員を対象として年2回実施)を実施しました。

イ 学校職員

職員の意欲と資質・能力の向上を図るとともに、職員の職務遂行上の意欲、能力、実績等を公正に評価し、適切に処遇を行うことにより、学校組織の活性化に資することを目的として、「自己申告による評価」と「業績等評価」からなる人事評価を実施しました。

「自己申告による評価」は,校長の学校経営方針を踏まえて,職員一人一人が設定した目標や目標達成のための具体策等について作成した自己申告書をもとに,校長等が当初,中間,最終の年3回の面談を実施し,指導助言を行いました。

「業績等評価」は,校長等の評価者(複数)が,個々の職員の意欲や能力,実績等について適正な評価を行い,その結果を自己申告の最終面談時に本人にフィードバックしました。

(3) 警察本部

全職員(休職・育児休業中の職員等は除く)を対象に,年1回勤務成績報告書により, 勤務評定を実施しました。

具体的な評定方法については,自己評価,実績及び今後の目標等を報告書に記載させ, 評定者(係長・課長代理以上の職員)との面談を行うなど,より正確な人物評定等がで きるようにしました。

なお,評定結果については,人事異動,昇格,昇給,表彰及び研修等に活用しました。 また,職員の能力,業績等を正しく把握・評価することで,職務能率の向上及び士気 の高揚に努めました。

第6 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況

(1) 厚生事業の実施状況

職員の保健,元気回復その他厚生に関する事項について,平成21年度は下表に掲げる取組を 実施しました。

ア 知事部局等

| 区分 | 内 容 ・ 実 施 状 況 |
|---------------|---|
| 職員の安全 衛生管理 | 職場における安全衛生の確保を図り,快適な職場環境の形成のため,各種施策を実施した。 ・衛生委員会,安全衛生委員会の開催 ・執務環境測定,職場環境調査,職場点検の実施 |
| 職員の健康管理 | 職員が健康で安心して業務に従事できるよう,各種施策を実施した。 ・定期健康診断,人間ドック,胃検診,大腸検診,特殊業務従事者健康診断の実施 ・一般健康相談,専門医による心の健康相談,職員相談の実施 ・健康づくり教室,心の健康教室の開催 ・職員健康審査会の開催 ・職員診療所の運営 |
| その他 | 職員の厚生に関する各種施策を実施した。 ・職員の生涯生活設計の支援のためライフプランセミナ - を開催 ・職員球技大会の開催 ・世帯用や単身・独身寮などの職員住宅の管理等 |

イ 教育委員会

| 区分 | 内 容 ・ 実 施 状 況 |
|---------|--|
| 職員の安全 | 職員における安全衛生の確保を図り,快適な職場環境の形成のため,各種 |
| 衛生管理 | 施策を実施した。 ・ 職場の庁舎内禁煙等の継続実施 ・ 「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程」による総括安全衛生委員会の実施 ・ 各学校における衛生管理者・衛生推進者の選任,産業医の配置 ・ 各学校における衛生委員会の設置と開催 |
| | ・ 学校敷地内禁煙の推進 |
| 職員の健康管理 | 職員が健康で安心して業務に従事できるよう各種施策を実施した。 ・健康診断の実施 定期健康診断,人間ドック,VDT作業従事者検診,B型肝炎感染予防 ワクチン接種(特別支援学校対象) ・ 教職員相談事業の実施 教職員よろず相談,メンタルヘルス相談 ・ メンタルヘルス講座の実施 管理職(新任校長・教頭,経験者教頭)及び一般職員(10年経験者等) 研修会での講演 ・ 学校職員等健康診断諮問委員会の開催 |
| その他 | 職員の厚生に関する各種施策を実施した。 ・ 教職員住宅の維持管理 |

ウ 警察本部

| 区分 | 内 容 ・ 実 施 状 況 | | | | | |
|---------|---------------------------|--|--|--|--|--|
| 職員の安全 | 安全衛生管理対策の推進 | | | | | |
| 衛 生 管 理 | ・産業医の活用 | | | | | |
| | 健康講話,健康相談日の設定,勤務環境の点検等の実施 | | | | | |
| | ・健康管理衛生委員会の開催 | | | | | |
| | ・過重労働対策の推進 | | | | | |
| | 過重労働者に対する面接指導の実施 | | | | | |
| | ・分煙,禁煙対策の継続的な取組み | | | | | |
| | 喫煙場所の指定による庁舎内全面禁煙の徹底 | | | | | |
| | ・公務災害防止事業の実施 | | | | | |
| | ケガをしない体づくりを目的として | | | | | |
| | 「コンディショニング術講習会」を開催 | | | | | |
| 職員の健康管理 | 健康診断等の充実 | | | | | |
| | ・定期健康診断(人間ドック並み) | | | | | |
| | ・有害業務に従事する職員に対する特別健診 | | | | | |
| | ・予防接種 | | | | | |
| | 健康づくり運動の推進 | | | | | |
| | ・BMI大作戦による健康増進運動 | | | | | |
| | ・職場ぐるみ健康増進事業 | | | | | |
| | ・分煙・禁煙対策 | | | | | |
| | 健康に関する理解と知識の普及 | | | | | |
| | ・健康運動指導士派遣事業 | | | | | |
| | ・保健師による巡回保健指導 | | | | | |
| | ・生活習慣改善セミナー等の開催 | | | | | |
| | ・視聴覚教材の貸し出し | | | | | |
| | 相談指導体制の充実 | | | | | |
| | ・生活相談員の活用 | | | | | |
| | ・保健師による健康相談,個別指導 | | | | | |
| | ・部外カウンセラーの活用 | | | | | |
| | その他 | | | | | |
| | ・庁内LANでのセルフチェックの活用 | | | | | |
| そ の 他 | 生涯生活設計に関する支援 | | | | | |
| | 厚生施設・施策の充実と支援 | | | | | |
| | 地域社会参加活動及び能力開発等の支援 | | | | | |
| | 退職者への支援 | | | | | |

(2) 職員互助団体の運営状況

職員の相互共済及び福利増進等を図るために職員互助団体が組織され,福利厚生,医療等に 関する資金の給付及び貸付,福利厚生施設の経営等の事業を行いました。

(単位:百万円)

| | | | | | <u>- 12 · 11/1/1/ / </u> |
|-------|--|---------|---------|--------|--------------------------|
| 区分 | 団体の名称 | 事業費 | 財源内訳 | | |
| | | | 職員掛金 | 県補助金 | その他 |
| 知事部局等 | ⇒●・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 417.3 | 26.0 | 0.0 | 391.3 |
| | | | (6.2%) | (0.0%) | (93.8%) |
| 教育委員会 | ⇒●・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2,735.3 | 695.1 | 0.0 | 2,040.2 |
| | | | (25.4%) | (0.0%) | (74.6%) |
| 警察本部 | ⊮鹿児島県警察協会 | 480.6 | 52.6 | 0.0 | 428.0 |
| | | | (10.9%) | (0.0%) | (89.1%) |

注1 平成21年度決算による。

2 平成18年度から県補助金は廃止。

2 公務災害等認定の状況

職員が公務上又は通勤による災害を受け、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公 務員災害補償制度によって治療費等が補償されます。

平成21年度は,公務災害として134件,通勤災害として5件が認定されました(平成22年3月31日現在)。

なお,平成21年度における地方公務員災害補償基金鹿児島県支部の認定状況等は,次のとおりです。

(1) 公務災害

| 区分 | 前年度末 | 請求受理 | 認定 | 件数 | 取下げ件数 | 当年度末 |
|-------|-------|------|-------|-----|--------|-------|
| | 未認定件数 | 件 数 | 公 務 上 | 公務外 | 4以下リオ教 | 未認定件数 |
| 知事部局等 | 1 | 30 | 27 | | | 4 |
| 教育委員会 | 2 | 34 | 25 | 1 | 1 | 9 |
| 警察本部 | 7 | 85 | 82 | | | 10 |
| 計 | 10 | 149 | 134 | 1 | 1 | 23 |

(2) 通勤災害

| 区分 | 前 年 度 末 未認定件数 | 請求受理 件 数 | 認 定 該 当 | 件数非該当 | 取下げ件数 | 当 年 度 末 未認定件数 |
|-------|---------------|-------------|------------|-------|-------|------------------|
| 知事部局等 | | 3 | 2 | | | 1 |
| 教育委員会 | | 2 | 2 | | | |
| 警察本部 | | 1 | 1 | | | |
| 計 | | 6 | 5 | | | 1 |